

障がい者計画、障がい福祉計画 今後の策定スケジュール

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
障がい者計画	第3次障がい者計画			第4次障がい者計画													
	検査委員会 ニーズ調査 パブコメ			検査部会 ニーズ調査 パブコメ													
障がい福祉計画	第2期障がい福祉計画			第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画	
	策定作業			策定作業			策定作業			策定作業			策定作業			策定作業	
推進協議会	1回	1回	2回	1回	2回	2回	2回	2回									
自立支援協議会	1回	1回	2回	2回	2回	2回	2回	2回									

1. 第4次障がい者計画（後期計画）の計画期間について

- 障がい者計画の期間は10年間だが、その間の社会状況の変化に対応するため、後期計画を策定する必要（第2次、第3次ともに後期計画策定）。
⇒ 第5期障がい福祉計画と同じタイミングで後期計画を策定し、終期を第5期障がい福祉計画の満了にあわせることとして、平成30年度から平成32年度末までの3年間の計画期間とすることについても要検討（第3次障がい者計画と同じパターン（下記参照））。

2. 検査部会の平成28年度の達成目標について

- 長期計画である障がい者計画の策定・見直しに当たっては、障害者施策推進協議会の下に検査部会を設置し、障害者施策推進協議会の意見具申をまとめ、大阪府は、この意見具申を尊重して、障がい者計画の策定・見直しを行っている。
⇒ 平成28年度中に意見具申をとりまとめ、29年度中に第4次障がい者計画（後期計画）の策定を行うこととしたい。

(参考)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
者計画・福祉計画	第2次障がい者計画		第3次障がい者計画									
	検査委員会(13回) ニーズ調査		検査委員会(16回) パブコメ ニーズ調査									
推進協議会	1回		3回		2回		1回		1回		1回	
	1回		3回		2回		1回		1回		1回	